（平成22年2月10日報道資料抜粋）

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1．今回のあっせん等の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの　22 件

国民年金関係　11 件

厚生年金関係　11 件

（2）年金記録の訂正を不要と判断したもの　27 件

国民年金関係　18 件

厚生年金関係　9 件

千葉国民年金　事案 2075

第１　委員会の結論

申立人の昭和 60 年 12 月から 62 年３月までの期間及び同年 10 月から 63 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和９年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 60 年 12 月から 62 年３月まで
②　昭和 62 年 10 月から 63 年 12 月まで

私の夫は、昭和 60 年に独立開業したのを契機に、Ａ市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、私の夫か長女が定期的に当時のＢ銀行Ｃ支店で納付しているはずであり、未納となっているのは納得できない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の娘が提出した昭和 60 年分確定申告書の控の社会保険料控除の内訳に「年金 6,740 円」の記載があり、昭和 60 年度国民年金保険料の１か月分と一致しており、61 年分確定申告書の控の社会保険料控除欄に「厚生 83,140 円」の記載があり、61 年度の１年分の国民年金の前納保険料額と一致している。

また、申立期間①は、国民年金に任意加入した直後の期間であり、加入手続を行った当初から未納にするとは考え難い。

さらに、申立期間②については、直前の６か月は納付済みとなっている上、申立期間①と近接し、15 か月と比較的短期間であることから、納付していたものと考えるのが自然である。

加えて、当時、家業を手伝っていた申立人の娘は、申立期間①及び②の保険料を金融機関で定期的に納付していたことを証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金　事案2076

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年４月から 53 年３月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 13 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 52 年１月から 61 年３月まで

私は、姉に勧められ昭和 51 年 12 月に市役所で国民年金の任意加入手続を行い、第３号被保険者期間を除き国民年金保険料は加入した時から付加保険料を加えて金融機関で納付していた。付加保険料を辞退した覚えはなく、定額保険料は納付済みとなっているのに付加保険料が未納となっているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人は、昭和 51 年 12 月に国民年金に任意加入したときから国民年金の定額保険料に加え付加保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の所持する年金手帳の国民年金の記録から同年 12 月 21 日に付加保険料を納付する被保険者として任意加入したことが確認でき、付加保険料を辞退した形跡は見当たらない。

また、申立人の特殊台帳をみると昭和 51 年 12 月の国民年金保険料は付加保険料を加えて納付されたことが確認でき、52 年４月に発送される昭和 52 年度の保険料は前納により納付されたことも確認できることから 52 年度の納付書は付加保険料を加えたものとなっていたと推認でき、申立人は 52 年度の付加保険料を納付したものと考えるのが自然である。

２　一方、昭和 52 年１月から同年３月までの保険料は同年 12 月に過年度納付されていることから、付加保険料を納付することはできない上、国民年金法第 87 条の２第４項の規定により、付加保険料を納期限までに納付しなかったときには当該納期限の日をもって付加保険料を納付する者でなくな

る旨の申出があったとみなされることから、前納済みの昭和 52 年度を除く 53 年度以降は国民年金の定額保険料のみの納付書が発行されたものと推認される。

３　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間うち、昭和 52 年４月から 53 年３月までの付加保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金　事案 2077

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年１月から同年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 18 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 42 年１月から同年３月まで
②　昭和 45 年 12 月から 51 年 12 月まで
③　昭和 52 年 12 月から 63 年４月まで
④　平成６年 11 月から 15 年４月まで

私は昭和 41 年 10 月に国民年金に加入し、妻が夫婦の国民年金保険料をそれぞれが 60 歳になるまで納付したので、申立期間①から④について納付したことを認めてほしい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①は３か月と短期間であり、申立期間①の前後の期間については、国民年金保険料は現年度納付により納付済みであるほか当時の生活状況に変化があったとも考えられない上、申立人の妻の納付記録では保険料は納付済みとなっていることから納付したものと考えるのが自然である。

２　一方、申立期間②、③及び④は、厚生年金保険に加入していたこれらの期間についても保険料を納付していたという主張であるが、申立期間②については昭和 45 年 12 月の保険料を 46 年６月 29 日に還付されていること、及び申立期間③については 52 年 12 月から 53 年３月までの保険料が 53 年２月３日に還付されていることが、申立人の所持する国民年金手帳及び領収書のほか社会保険庁（当時）の被保険者名簿から確認でき、申立期間②及び③当時においてすみやかに厚生年金保険との切替手続が行われたと推認でき、保険料の納付に係る納付書が発行されなかったと考えられる。

また、申立期間④について、申立人が平成６年 11 月に厚生年金保険に加入すると同時に申立人の妻は種別変更により第３号被保険者となっており、夫婦共に 60 歳まで保険料を現金で納付していたという申述と

は大きく相違している。
　さらに、申立期間②、③及び④はそれぞれ６年から 10 年にわたり、厚生年金保険の加入期間であるにもかかわらずこれだけの回数また長期間において行政側に記録管理の誤りが発生したとは考え難い上、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

３　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 42 年１月から同年３月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金　事案 2078

第１　委員会の結論

申立人の昭和 49 年１月から同年３月までの国民年金保険料については納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 23 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 49 年１月から同年３月まで

昭和 48 年 12 月まで共済年金に加入していたが、退職して国民年金に切り替えるよう共済組合から連絡があったので、49 年１月ごろ、Ａ市役所で国民年金に加入し、以来ずっとＢ支所で国民年金保険料を納付してきた。49 年１月から同年３月までの保険料は元夫の分と一緒にＢ支所で支払ったはずであり、未納とされているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人の加入手続は昭和 49 年４月ごろに行われたことが推認でき、この時点で申立期間は現年度納付が可能であり、申立期間は３か月と短期間であることを考え併せると、納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人はＡ市役所Ｂ支所で納付したと主張しているところ、Ａ市では、申立期間当時、Ｂ支所内にＣ銀行の窓口があり、国民年金の収納事務を行っていたことは確認済みであり、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金　事案2079（事案1485の再申立て）

第１　委員会の結論
　申立人の昭和48年４月から49年２月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和21年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申　立　期　間　：　昭和48年４月から49年２月まで
　当初の判断では、申立期間の一部しか認められなかったが、残りの期間も国民年金保険料を納付していたはずなので、再審議願いたい。

第３　委員会の判断の理由
　申立期間に係る申立てについては、申立期間の国民年金保険料を納付していたとされる申立人が勤務していた事業所の社長が亡くなっており、事実関係が明確でないことから、既に、当委員会の決定に基づく平成20年12月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。
　しかしながら、申立期間直前の昭和47年４月から48年３月までの期間については、申立人の国民年金手帳に領収印が押されていたことが確認され、当委員会において、納付記録を訂正することが必要と判断されているところ、当該期間には、申立期間と同じく、申立人がＡ市（現在は、Ｂ市）に住んでいた期間も含まれていることから、同市在住時の申立人の国民年金保険料収納記録が適切に管理されていなかった可能性について斟酌（しんしゃく）すべきであり、申立人が申立期間の保険料を納付していたと考えるのが妥当である。
　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金　事案2080

第１　委員会の結論

申立人の昭和38年７月から39年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和17年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和38年７月から39年３月まで

私は、職場に来た集金人に、昭和40年度の国民年金保険料と一緒に昭和38年７月から39年３月までの保険料を納付したはずである。申立期間が未納とされていることは、納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から、申立人は、昭和39年９月21日に加入手続を行っていることが推認でき、この時点で申立期間は、過年度納付が可能であり、申立期間が９か月と短期間であることを考え併せると、納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立人は、申立期間以後昭和43年５月の結婚まで未納は無く、結婚後も60歳になる前月の平成14年＊月まで保険料を納付し続けており、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金　事案2081

第１　委員会の結論
申立人の昭和 47 年１月から同年３月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 10 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申　立　期　間　：　昭和 47 年１月から同年３月まで
私は、昭和 47 年 12 月 12 日に 47 年１月から同年３月までの付加保険料を納付した。平成 21 年になって、付加保険料は時効により納付できないため、還付すると言われても納得できない。

第３　委員会の判断の理由
申立人は、申立人の所持する領収証書により、申立期間に係る国民年金定額保険料及び付加保険料を昭和 47 年 12 月 12 日に納付していることが確認できる。
また、申立期間の保険料が納付された時期は、申立期間の付加保険料は本来時効により納付できないことから、納付の事実を確認した時点ですみやかに還付の手続を行うべきところ、還付の事実は認められず、長期間国庫歳入金として扱われていたことは明らかであり、申立人の国民年金の受給期待権は尊重されるに値すべきものと考えられ、時効であることを理由として申立期間の付加保険料の納付を認めないのは信義衡平の原則に反するものと考えられる。
その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金　事案 2082

第１　委員会の結論

申立人の昭和 60 年１月から 62 年９月までの期間及び 63 年 10 月から平成元年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 36 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 60 年１月から 62 年９月まで

②　昭和 63 年 10 月から平成元年３月まで

私は、会社を退職したすぐ後に、Ａ区役所で国民年金に加入して、その後もしっかり当時のＢ銀行Ｃ支店やＤ郵便局で国民年金保険料を納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

昭和 59 年の後半にＡ区役所へ行った際、「あなたの父は国民年金の納付済期間が足りなくて、将来年金がもらえない。」と言われ、父は体が弱く、就労することができなかったので、過去にさかのぼって私が保険料を納付し、その後も父が年金を受給できるように保険料を含めた生活資金を仕送りしていた状況もあり、自分の保険料を納めていない訳がない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間①については、Ａ区が保管している申立人の国民年金被保険者索引票により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した月の翌月である昭和 60 年２月５日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認できる上、申立人が経済的援助を行っていたとする申立人の父は、59 年４月から申立期間を含め死亡する前月の平成５年＊月まで国民年金保険料を納付済みであることを考え併せると、申立人は申立期間①について納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、前後の期間は納付済みであり、申立期間②以降に未納は無い上、６か月と短期間であることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金　事案 2083

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年４月から同年 12 月までの期間及び 46 年３月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 16 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 42 年１月から 43 年 12 月まで
　　　　　　　　　　②　昭和 46 年３月

私の分の国民年金保険料は当初は父が納付してくれていたので、私は国民年金のことは全く知らずにいたが、結婚後、自宅に納付書が届いたことをきっかけに、昭和 44 年の寒い時期に子供をおぶってＡ市役所Ｂ支所に行き、金額は憶えていないが２年分くらいあった未納の保険料をまとめて納付した記憶があるので、42 年１月から 43 年 12 月分の保険料について、未納とされていることは納得がいかない。46 年３月についても、集金により毎月保険料を納付していたと思うので、未納とされていることは納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②については、申立人が昭和 46 年３月６日に国民年金に任意加入しており、申立期間が１か月と短期間であることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

２　申立期間①については、申立人は結婚した昭和 41 年 10 月にＡ市に転居しているが、申立人が所持する国民年金手帳の住所変更及び資格取得・喪失の記録により、申立人が国民年金に係る諸手続を行ったのは 43 年 12 月になってからであることが確認できるところ、同時点で申立期間のうち同年４月からは現年度納付が可能である上、44 年１月に強制での資格喪失手続を行っていることを踏まえると、現年度納付できる 43 年４月から同年 12 月までを納付したものと考えるのが自然である。

３　一方、申立期間①のうち、昭和 42 年１月から 43 年３月までの期間については、Ａ市で諸手続を行った同年 12 月時点で過年度納付となるところ、申立人はＡ市役所Ｂ出張所において申立期間をまとめて納付したと主張しているが、当時、同出張所で過年度納付書の発行事務は行われていなかったことが確認できる。

また、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

４　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年４月から同年 12 月までの期間及び昭和 46 年３月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉国民年金　事案 2084

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年９月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められ、54 年２月から同年３月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 14 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 53 年９月から 54 年３月まで

私が昭和 53 年９月に会社を辞めたとき、妻が国民年金の加入手続をしてくれ、付加保険料込みの国民年金保険料を２か月から３か月ごとに支払っていた。同年 11 月から 54 年１月は厚生年金保険に加入しているがこの間も国民年金に加入していたので、未納とされていることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 53 年９月から同年 10 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は同年 10 月２日に社会保険事務所（当時）からＡ市に払い出された番号の一つであり、同番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、同年 10 月に国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、同時点で当該期間は現年度納付が可能であるところ、当該期間は２か月間と短期間で、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることを踏まえると、納付していたものと考えるのが自然である。

また、申立期間のうち、昭和 54 年２月から同年３月までの期間については、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載により、同年２月１日に国民年金被保険者資格を再取得し、併せて付加保険料の納付を申し出ていることが確認できるところ、当該期間は２か月間と短期間で、厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行っていることを踏まえると、付加保険料を含めて納付していたものと考えるのが自然である。

なお、申立人は、申立期間すべてについて国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄の記載から、

申立人は、昭和 53 年 11 月１日に一度国民年金被保険者資格を喪失し、54 年２月１日に資格を再取得していることが確認でき、喪失から再取得までの間、厚生年金保険に加入しているとのオンライン記録と符合する。

　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年９月から同年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められ、54 年２月から同年３月までの国民年金保険料については、付加保険料も含めて納付していたと認められる。

千葉国民年金　事案 2085

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年４月から 53 年６月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 22 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 42 年６月から 53 年６月まで

私は、20 歳になったら、国民年金に加入しなければならないと聞いていたので、Ａ区役所で加入手続を行い、それ以降、国民年金保険料を納付したはずである。未納となっているのは、納得できない。

第３　委員会の判断の理由

１　申立人の所持する国民年金手帳記号番号は、昭和 49 年３月に社会保険事務所（当時）からＡ区に払い出された番号の一つであり、申立人の所持する国民年金手帳に同年４月 18 日発行と記載されていることから、申立人は同年４月ごろに国民年金の加入手続を行い、20 歳になった 42 年＊月＊日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認でき、この時点で、申立期間のうち、47 年１月から 48 年３月までの期間は過年度納付が可能であり、同年４月から 53 年６月までの期間は現年度納付が可能である。

２　申立期間のうち、昭和 49 年４月から 53 年６月までの期間については、申立人は、国民年金保険料をＡ区役所及びＢ出張所で納付したと述べているところ、Ａ区役所では、Ｂ出張所においても保険料の納付が可能であったことを確認済みであり、わざわざ国民年金に加入しながら、加入直後から未納にするとは考え難く、49 年４月以降は保険料を納付したものと考えるのが自然である。

また、申立人が記憶している保険料納付額は、昭和 49 年から 50 年ごろの実際の保険料額とほぼ一致している。

３　一方、申立期間のうち、昭和 42 年６月から 49 年３月までの期間については、申立人が加入手続を行った同年４月の時点で、46 年 12 月以前の期間は時効により保険料を納付することができない上、47 年１月から 49 年３月までは納付可能であるが、申立人は、加入手続を行ったときに過去の保険料をさかのぼって納付した記憶は無いと供述している。

　また、当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

４　その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年４月から 53 年６月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

千葉厚生年金　事案 1561

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社（現在は、Ｂ社）における資格取得日に係る記録を昭和 30 年 12 月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を１万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和９年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 30 年 12 月１日から 31 年３月１日まで

私は、昭和 28 年４月から平成６年５月までＣ（グループ名）の各関連会社に勤務していたが、Ａ社に勤務した期間のうち、昭和 30 年 12 月から 31 年２月までの間、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

Ｂ社から提出された人事記録、事業主の回答書、雇用保険の加入記録及び同僚の供述から判断すると、申立人は、Ａ社及びＣ（グループ名）各関連会社に継続して勤務し（昭和 30 年 12 月１日にＤ社からＡ社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 30 年 11 月及び 31 年３月の社会保険事務所（当時）の記録から１万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金　事案 1562

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社（Ｂ（地名））における資格取得日に係る記録を昭和 51 年６月 16 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和３年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 51 年６月 16 日から同年８月 16 日まで

私は、Ａ社に勤務していた期間のうち、申立期間については当時の「給与明細」に記載されているように、申立期間には厚生年金保険料控除が明確にされており、明らかに記録の漏れと思われるので、年金記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書により、申立人は、Ａ社に継続して勤務し（昭和 51 年６月 16 日にＡ社（Ｃ（地名））からＡ社（Ｂ（地名））に異動）、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 51 年６月及び同年７月の給与明細書に記載されている厚生年金保険料控除額から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社（Ｂ（地名））は既に適用事業所でなくなっており、事業主は連絡先不明で連絡が取れず、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金　事案 1563

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年３月 20 日から同年４月１日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社（現在は、Ｂ社）における資格取得日に係る記録を同年３月 20 日に訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を 16 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 30 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 61 年３月 20 日から同年４月１日まで

②　昭和 61 年９月 21 日から同年 10 月１日まで

私は、昭和 61 年３月 20 日から同年９月 30 日までＡ社に勤務しており、同年３月分から同年９月分までの給与から厚生年金保険料が控除されていた。平成 16 年７月に社会保険事務所（当時）のアドバイスにより会社から保険料を返金してもらった。20 年１月に厚生年金特例法に基づき再度社会保険事務所に相談し、この度、申立てをする。給与明細書も保管しているので、昭和 61 年３月及び同年９月を厚生年金保険加入期間と認めてもらいたい。なお、認められた場合は返金済の保険料は会社に納入する。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間①については、申立人の雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与明細書により、申立人がＡ社に昭和 61 年３月 20 日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の控除額から、16 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否か

については、事業主は、申立期間に係る保険料を給与から控除したが、申立人に既に返金しており、当該保険料については、納付していないことを認めていることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2　一方、申立期間②については、申立人は、昭和61年10月支給の給与明細書の支給対象期間が同年９月１日から同年９月 30 日と記載されていることから同年９月 30 日までＡ社に在籍していたと主張するが、このことについて事業主は、支給対象期間の記載は、従業員一律に同期間を印字していたと思うと回答している。

また、申立人は最後に同社に出勤したのは昭和61年９月21日であると述べている上、申立人の雇用保険の離職日は、同年９月 20 日である。

厚生年金保険法第 19 条では、被保険者期間の計算は、被保険者資格を取得した月から被保険者資格を喪失した月の前月までを算入することになっていることから、被保険者資格を喪失した月である昭和 61 年９月分の厚生年金保険料が控除されていることをもって、同月を申立人の厚生年金保険被保険者期間とすることはできず、申立人の同年 10 月支給の給与から控除された同年９月分の厚生年金保険料については、事業主が誤って控除したものと推認される。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

千葉厚生年金　事案 1564

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格喪失日に係る記録を昭和 60 年９月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 17 万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 28 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 60 年８月 29 日から同年９月１日まで

私のＡ社における厚生年金保険加入記録は、資格喪失日が昭和 60 年８月 29 日となっているが、私は同年８月末まで勤務しており、申立期間が欠落していることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

Ａ社が申立人に発行した在職証明書及び事業主の回答から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和 60 年７月の社会保険事務所（当時）の記録から、17 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金　事案 1565

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格取得日に係る記録を平成４年９月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 25 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　平成４年９月１日から同年 10 月１日まで

私は、平成４年８月 17 日から５年１月 15 日までＡ社に勤務し、４か月の厚生年金保険料が給与から控除されていたが、同社での厚生年金保険の加入期間は同年 10 月１日からの３か月となっており、同年９月分の１か月の被保険者期間が抜けていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人保管の給与明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は、平成４年８月 17 日からＡ社に継続して勤務していたことが確認できる。

そして、申立人が「入社時の平成４年８月は試用期間中であり、厚生年金保険の資格は無かった。」と述べていること、及び申立人のＡ社に係る給与明細書から同年９月分の厚生年金保険料の控除が確認できることなどから判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に、申立人の資格取得日が平成４年10月１日と記載

されていることから、事業主が申立人の資格取得日を同日と届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年９月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金　事案1566

第１　委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成６年５月１日から８年５月 21 日までの期間については、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を、６年５月から同年 10 月までの期間については53 万円、同年11 月から８年４月までの期間については59 万円に訂正することが必要である。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和21 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和60 年４月１日から同年10 月１日まで

②　平成６年５月１日から８年５月21 日まで

私は、昭和 60 年４月にＡ社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険の加入日が同年 10 月１日になっている。同年４月から加入していると思うので再調査願いたい。また、社会保険事務所職員から、Ｂ社での標準報酬月額が平成６年５月１日に遡及（そきゅう）して減額訂正されている旨の説明があったが、当時の報酬は100 万円ぐらいであったので、遡及訂正前の標準報酬月額に戻してもらいたい。

第３　委員会の判断の理由

１　申立期間②については、Ｂ社は、平成８年５月 21 日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、オンライン記録により、その約７か月後の同年12 月26 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が６年５月から同年10 月までの期間については53 万円から８万円に、同年 11 月から８年４月までの期間については 59 万円から９万8,000 円に、それぞれ遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、Ｂ社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は同社の代表取締役であったことが確認できるが、申立人は、「当時、Ｂ社の経営は、取

締役であったＣ氏に引き継いでいる上、代表者印も渡しており、遡及訂正については全く知らない。」と述べており、申立人が、平成８年６月 19 日にＤ弁護士を代理人としてＣ氏と取り交わした、同社の経営の引き継ぎ並びに同社の債権の処理についての「覚書」（Ｄ弁護士保管）により、同年６月 19 日以降は、社会保険事務所への届出に必要な代表者印はＣ氏が管理していたと考えるのが自然であり、申立人は同年 12 月 26 日に行われた当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成６年５月から同年 10 月までは 53 万円、同年 11 月から８年４月までは 59 万円とすることが必要である。

２　一方、申立期間①については、申立人の申立内容及び申立期間当時の元同僚の証言から、申立人が、申立期間①においてＡ社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、Ａ社の当時の給与担当者は、「社会保険関係の手続は会計事務所と相談して行っていたので、手続をしないで厚生年金保険料を控除していたとは考えられない。」と供述している。

また、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の資格取得日が昭和 60 年 10 月１日と記録されていることが確認でき、それ以前に資格取得された健康保険整理番号に欠番は無く、遡及訂正等の不適切な処理が行われたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金　事案 1567

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格取得日に係る記録を昭和 59 年９月１日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を９万8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 25 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 59 年９月１日から 60 年１月１日まで

私は、昭和 59 年９月１日から、Ａ社に正社員として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が 60 年１月１日と記録されていることに納得できない。申立期間の給与明細書において、厚生年金保険料が控除されているので、記録の訂正をお願いしたい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、Ａ社から提出された事業主回答書、支給明細表及び控除明細表により、申立人は、申立期間に当該事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、当該事業所から提出された控除明細表及び申立人の所持する給与明細書の厚生年金保険料控除額から、９万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間の厚生年金保険料を納付していないとしており、また、Ａ社が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格確認および標準報酬月額決定通知書」において、申立人の資格取得日は昭和 60 年１月１日と記載されていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る 59 年９月から同年 12 月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金　事案1568

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、Ａ社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年７月７日、同年 12 月 12 日、17 年７月７日、同年 12 月 12 日、18 年７月７日及び同年 12 月 12 日について、それぞれ 48 万 9,000 円、54 万 8,000 円、47 万 5,000 円、54 万 2,000 円、43 万 7,000 円及び 53 万 6,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 24 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成 16 年７月７日

②　平成 16 年 12 月 12 日

③　平成 17 年７月７日

④　平成 17 年 12 月 12 日

⑤　平成 18 年７月７日

⑥　平成 18 年 12 月 12 日

私の年金記録を確認したところ、Ａ社での申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥についての賞与に係る記録が無いが、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の標準賞与額については、事業主が保有している賃金台帳及び賞与明細書で確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 16 年７月７日

については 48 万 9,000 円、同年 12 月 12 日については 54 万 8,000 円、17 年 7 月 7 日については 47 万 5,000 円、同年 12 月 12 日については 54 万 2,000 円、18 年 7 月 7 日については 43 万 7,000 円、同年 12 月 12 日については 53 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金　事案 1569

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、Ａ社における当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成 16 年７月７日、同年 12 月 12 日、17 年７月７日、同年 12 月 12 日、18 年７月７日及び同年 12 月 12 日について、それぞれ 45 万 5,000 円、50 万 1,000 円、43 万 4,000 円、49 万 6,000 円、39 万 1,000 円及び 49 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 22 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　平成 16 年７月７日
②　平成 16 年 12 月 12 日
③　平成 17 年７月７日
④　平成 17 年 12 月 12 日
⑤　平成 18 年７月７日
⑥　平成 18 年 12 月 12 日

私の年金記録を確認したところ、Ａ社での申立期間①、②、③、④、⑤及び⑥についての賞与に係る記録が無いが、賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人の標準賞与額については、事業主が保有している賃金台帳及び賞与明細書で確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成 16 年７月７日

については 45 万 5,000 円、同年 12 月 12 日については 50 万 1,000 円、17 年 7 月 7 日については 43 万 4,000 円、同年 12 月 12 日については 49 万 6,000 円、18 年 7 月 7 日については 39 万 1,000 円、同年 12 月 12 日については 49 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

千葉厚生年金　事案 1570

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のＡ社における資格喪失日を昭和 37 年２月 27 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を昭和 36 年２月から同年９月までは 8,000 円、同年 10 月から 37 年１月までは１万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 17 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 36 年２月 26 日から 37 年２月 27 日まで

最初の就職先のＡ社から、第二の就職先のＢ社へは空白無く転職した。昭和 33 年４月１日から 37 年２月 26 日まで、Ａ社に勤務し、厚生年金保険に加入していたのに、36 年２月 26 日に被保険者資格を喪失しているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

元同僚は、申立人が申立期間にＡ社に継続して勤務していたと証言している上、当該事業所が保管する昭和 36 年度標準報酬月額改定通知書に昭和 36 年７月から同年９月までの申立人の給与額の記載があること、及び当該事業所が保管する資格喪失確認通知書に同年 10 月の定時決定からの申立人の標準報酬月額（１万円）が記載されていることから判断すると、申立人は、申立期間に同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同社に係る被保険者原票から昭和 36 年２月から同年９月までは 8,000 円、同年 10 月から 37 年１月までは１万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、事業主が保管する健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書により、申立人の資格喪失日が昭和 36 年

２月 26 日と届けられたことが確認できるものの、昭和 36 年度に標準報酬月額の改定が行われており、当該資格喪失日が、事業主の届け出たとおりであるかについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

　また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉厚生年金　事案 1571

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、Ａ社Ｂ出張所における資格取得日に係る記録を昭和 24 年 11 月 15 日に、Ｃ社における資格取得日に係る記録を昭和 25 年４月 20 日に、それぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を 24 年 11 月及び同年 12 月は 3,500 円、25 年４月は 7,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和３年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 24 年 11 月 15 日から 25 年１月１日まで
　　　　　　　　　　②　昭和 25 年４月 20 日から同年５月 20 日まで

私は、昭和 23 年４月１日にＤ社に入社して以来、28 年 11 月１日に至るまで継続して勤務していたのに、同社での厚生年金保険の被保険者期間に空白期間があるのに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人が保管している人事異動通知書から判断すると、申立人は、Ｄ社（昭和 28 年 11 月にＡ社と改称し、38 年４月にＣ社と改称）に継続して勤務し（厚生年金保険の適用上は、24 年 11 月 15 日にＡ社Ｅ事業所からＡ社Ｂ出張所に異動、25 年４月 20 日にＡ社Ｂ出張所からＣ社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和 25 年１月の社会保険事務所（当時）の記録から 3,500 円、申立期間②の標準報酬月額については、同年５月の社会保険事務所の記録から 7,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、Ａ社Ｂ出張所は、昭和 37 年７月１日に、Ｃ社は、46 年４月１日に、それぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主の

所在も不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。
　また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

千葉国民年金　事案 2086

第１　委員会の結論

　申立人の昭和 54 年４月から 55 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 32 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 54 年４月から 55 年３月まで

　私は昭和 54 年３月に学校を卒業して実家でＡ（職種）に従事し、父に国民年金への加入手続をしてもらい、Ｂ納税組合を通じて父の口座から父の分と一緒に口座振替で国民年金保険料を納付していたのだから、54 年４月から 55 年３月までの期間が未納と記録されていることには納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

　申立人は、申立期間の国民年金保険料を口座振替で納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の直前の任意加入者の資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和 55 年９月ごろに行われたと推認でき、同時点では、申立期間の保険料は口座振替では納付できない。

　また、申立人は加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料納付を行った申立人の父は、加入手続の時期及び保険料の納付方法についての記憶が明確ではない上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

　さらに、申立人が提出した、昭和 54 年３月から 56 年１月までの貯金通帳の写しを見ると、「ネンキン」という名目で 55 年８月８日に２万 3,820 円（定額保険料６か月分及び付加保険料３か月分）、同年 11 月 28 日に２万 2,620 円（定額保険料６か月分）の支払が確認できる。オンライン記録において申立人の父のみが付加保険料納付の申出を行っていること、及び申立人の父が同年９月２日に国民年金の被保険者資格を喪失していることを考え合わせると、同年８月８日の支払は申立人の父及び母の保険料の３か月分、同年 11 月 28 日の支払は申立人及び母の保険料の３か月分であると推認でき、

申立人は、同年９月の加入手続後に、保険料の口座振替を開始したと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 2087

第１　委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 30 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで

昭和 58 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料のうち、定額保険料について重複納付したと思うので記録を確認してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年度国民年金保険料納入通知書兼国民年金保険料領収証書（以下「納入通知書兼領収証書」という。）を２通所持しており、第１の納入通知書兼領収証書には、申立期間である第３期の保険料額として定額保険料（１万 7,490 円）が印刷され、昭和 58 年 10 月 20 日付けの金融機関の出納印が押されている。

一方、第２の納入通知書兼領収証書は、手書きで作成され、第３期の保険料額欄が記載されておらず、昭和 58 年 10 月 28 日の出納印が押されていることから、申立人は、保険料を重複納付したのではないかと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録により、申立人は、第１の納入通知書兼領収証書の領収日と同じ昭和 58 年 10 月 20 日に付加保険料の納付を申し出ていることが確認できることから、同日以後に作成された納付書においては、第３期の保険料額として付加保険料（1,200 円）のみが記載されていたものと考えるのが自然である。

また、誤って定額保険料に付加保険料を含めた額（１万 8,690 円）が記載された納付書が発行されたとしても、申立人が３か月分の定額保険料相当額を８日間に二度納付するとは想定し難い。

このほか、申立期間の保険料を重複して納付したことを示す関連資料は無く、申立期間の保険料を重複して納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 2088

第１　委員会の結論

申立人の昭和 54 年６月から 61 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 34 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 54 年６月から 61 年３月まで

私が 20 歳になったとき、国民年金への加入を勧奨する通知が来て、私の父がＡ市Ｂ出張所か農協で手続をしてくれて国民年金に加入した。その後ずっと、父の農協の口座から口座振替により国民年金保険料を納付していたのに、昭和 57 年２月から 59 年４月までの期間が未加入の記録となっているのは納得できない。また、厚生年金保険に加入していた 54 年６月から 57 年１月までの期間及び 59 年５月から 61 年３月までの期間も、知らずに保険料を納付していたので、保険料を還付してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和 61 年４月１日と記載されており、その資格記録とオンライン記録の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料納付を行ったと主張するその父も、当時の記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人は、申立期間の保険料を口座振替により納付していたと主張しているが、82 か月もの長期にわたって金融機関を通じて保険料を納付しながら、行政側がこれを一度も記録しなかったとは考え難い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 2089

第１　委員会の結論

申立人の昭和 44 年４月から 51 年４月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 24 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 44 年４月から 51 年４月まで

申立期間の国民年金保険料は、私が 20 歳になったのを契機に、父が昭和 44 年＊月ごろにＡ市役所にて国民年金の加入手続を行い、兄二人の分と一緒に納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が所持している年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が昭和 57 年９月１日と記載されており、その資格記録とオンライン記録の資格記録とが一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間で国民年金保険料を納付することはできない期間であり、申立期間の保険料を納付する前提となる別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の保険料納付に直接関与していない上、申立期間の保険料を納付してくれていたと主張する申立人の父は既に他界しているため、当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 2090

第１　委員会の結論

申立人の昭和 39 年４月から同年７月までの期間、42 年６月から 44 年１月までの期間及び 44 年 11 月から 53 年３月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 13 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　①　昭和 39 年４月から同年７月まで
②　昭和 42 年６月から 44 年１月まで
③　昭和 44 年 11 月から 53 年３月まで

私は、昭和 55 年３月に家を新築したときに、役場の人が未納分の国民年金保険料を納付するようにと督促に来たので、妻が国民年金の加入手続を行い、未納分の保険料を何回かに分けて、合計 80 万円を納付したはずなのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年に何回かに分けて、過去の未納分をすべて特例納付したと主張しているが、申立人自身は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、特例納付を行ったとする申立人の妻は既に他界しているため、申立内容を推認できる具体的な証言を得ることができない。

また、申立人の妻は、自分自身の未納期間について特例納付を行っていない上、申立期間の保険料を特例納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を特例納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 2091

第１　委員会の結論

申立人の昭和 46 年８月から 52 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 26 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 46 年８月から 52 年３月まで

私は町内会の役員に「一括で納付して、国民年金に加入した方が老後、楽だよ。」と教えられ、父が国民年金の加入手続を行ってくれ、20 歳からの国民年金保険料 20 数万円を支払ってくれたと父から聞いていた。父は亡くなっており、領収書等は無いが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、Ａ市役所保管の申立人の被保険者名簿から第３回目の特例納付実施期間の直前の昭和 53 年３月に加入手続を行っていることが確認できるが、申立人は国民年金の加入手続及び特例納付に直接関与していない。

また、申立人の国民年金の加入手続及び特例納付を行ったとする申立人の父は既に他界しており証言は得られず、申立人の母からも証言を得ることができず保険料の納付状況等は不明である。

さらに、申立人の父が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、申立人の父及び母は国民年金の加入期間において納付済期間がほとんど無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案2092

第１　委員会の結論

申立人の昭和54年12月から63年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和27年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和54年12月から63年３月まで

私は、昭和54年12月に会社を退職した後、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行い、毎月、国民年金保険料を市役所の窓口（時には市内の銀行であったかもしれない。）で１か月7,000円から8,000円程度納めたことは覚えているが最初のころは安かった。申立期間について未納とされていることに納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から昭和60年９月以降に払い出されていると考えられ、その時点で申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人が、申立期間について保険料を納付したとすると別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、昭和54年12月から56年９月にＡ市に払い出された国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査及び手帳記号番号払出簿検索システムを確認したが申立人の氏名は確認できず、ほかに別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は100か月と長期間であり、申立人は国民年金の加入手続、申立期間の保険料の納付状況等の記憶が明確ではなく、加入手続及び保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案2093

第１　委員会の結論

申立人の昭和56年11月から59年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和36年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和56年11月から59年３月

私が結婚前の昭和62年10月ごろに、国民年金保険料の未納があっては将来私が困ると思った母が、市役所へ問い合わせて私の20歳からの保険料を一括して納付した。納付した後に市職員が「これで支払完了です。」と言ったのに未納があるのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年10月ごろに申立期間に係る20歳からの未納分の国民年金保険料を申立人の母が一括して納付したと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の加入日から61年４月であることが確認でき、同年４月21日に申立人の母が申立人の国民年金加入届出をしていることがＡ市保管の国民年金資格取得異動届出書で確認できることから、同年４月時点において申立期間は時効により保険料を納付できない期間である。

また、Ａ市保管の申立人の被保険者名簿の検認記録によると、昭和61年７月31日に59年４月から62年３月までの保険料を過年度納付した記載が認められることから申立人の母が一括して納付したとする記憶は、この過年度納付した際の記憶と考えられる。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付した事を示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認めることができない。

千葉国民年金　事案 2094

第１　委員会の結論

申立人の昭和 41 年 12 月から 44 年７月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 21 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 41 年 12 月から 44 年７月まで

私は、勤めていた個人事業所の店主から国民年金の加入を勧められ、店主が昭和 42 年２月ごろに国民年金の加入手続を行ってくれた。44 年８月ごろ店主から厚生年金保険へ移行する旨の話があり、国民年金から厚生年金保険へ切り替わった。国民年金に加入し、納付したのに未納とされているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、手帳記号番号払出簿から昭和 57 年８月以降に払い出されたことが確認できる上、払出簿を縦覧調査した結果においても、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は未加入の期間となり、保険料を納付することができない。

また、申立人は、申立期間当時の国民年金加入手続及び保険料納付について直接関与しておらず、加入手続を行ったとする個人事業所の店主が申立期間当時に申立人の国民年金の加入手続を行った記憶は無いと証言しており、申立人の「店主から国民年金の加入を勧められ、店主が加入手続を行った」とする申立内容は、昭和 58 年７月に個人事業所の厚生年金保険が全喪となり、国民年金に切り替わった時点で国民年金に加入した際の記憶と考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 2095

第１　委員会の結論

申立人の昭和 41 年９月から 46 年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 21 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 41 年９月から 46 年３月まで

申立期間については、私が 20 歳になったときに父が町会の納税組合を通じて私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたのに未納とされているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 41 年＊月に、父が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 46 年３月 10 日に社会保険事務所（当時）からＡ市に払い出された番号の一つであり、申立人の手帳記号番号の前後の任意加入者の資格取得日から 46 年７月に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、Ａ市の国民年金被保険者名簿により 20 歳になった 41 年＊月にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらず、申立人が加入手続を行った昭和 46 年７月の時点で、申立期間のうち 44 年３月以前は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、Ａ市役所の被保険者名簿の納付記録台帳は加入手続が行われた昭和 46 年度からしか作成されておらず、昭和 46 年４月から同年６月までを同年８月 31 日に、同年７月から同年９月までを同年 10 月 12 日に納付していることが確認できる。

加えて、特殊台帳において、昭和 41 年９月から 46 年３月までの各年度について未納の記載がある上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 2096

第１　委員会の結論

申立人の昭和 43 年３月から 46 年 12 月及び 47 年５月から 51 年９月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 23 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和 43 年３月から 46 年 12 月まで

②　昭和 47 年５月から 51 年９月まで

私は、昭和 46 年１月の結婚を契機に、43 年３月から 46 年 12 月までの国民年金保険料の未納分を一括で納付し、それ以降に関しては月払いで妻がＡ信用金庫（現在は、Ｂ信用金庫）Ｃ支店で支払っていたが、妻の記録は納付済みなのに、自分の分が未納とされているのは納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 53 年８月ごろに国民年金への加入手続を行ったことが推認でき、特殊台帳の記録から 20 歳になる 43 年＊月＊日にさかのぼって被保険者資格を強制で取得していることが確認できる。

また、申立人は、昭和 46 年１月の結婚を契機に 43 年３月から 46 年 12 月までの保険料を一括して納付したと主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、同時期において申立人の氏名は無く、ほかに申立人に対して同時期に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間①と②の間の厚生年金保険加入期間（昭和 47 年１月１日から同年５月８日）は、平成 20 年４月 28 日に記録が追加されたもので、申立人が保険料を一括納付したとする時期においては連続した未納期間であった上、一括納付したとする昭和 46 年１月時点で翌年度となる同年４月から同年 12 月までの期間に限って前納することは制度上できないことから、申立内容に不自然さが認められる。

加えて、申立人が加入手続を行った昭和 53 年８月時点で、51 年６月以前

の保険料は時効により納付できない上、保険料を納付したとする申立人及びその妻は、納付した保険料額の記憶が曖昧(あいまい)であるなど、同時点で特例納付を行ったことをうかがわせる事情は見当たらず、ほかに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 2097

第１　委員会の結論

申立人の昭和 49 年５月から 52 年８月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 13 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 49 年５月から 52 年８月まで

私は、夫の転勤先のＡ市内のＢ郵便局で、昭和 49 年５月に国民年金に任意加入し、49 年５月から 52 年８月までの国民年金保険料を同郵便局で納付したのに、申立期間の保険料 40 か月分が、未納となっているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄の記載から、申立人は昭和 52 年９月 19 日に任意で国民年金被保険者資格を取得し、同日付けで付加保険料の申込みを行っていることが確認できる。

また、氏名検索及び国民年金手帳記号番号個人別払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間は、国民年金任意未加入期間であり、制度上、申立人が国民年金に加入した昭和 52 年９月以降に当該期間の保険料をさかのぼって納付することはできない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 2098

第１　委員会の結論
　申立人の平成３年８月から５年１月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等
１　申立人の氏名等
氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和６年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨
申　立　期　間　：　平成３年８月から５年１月まで
　私は、60 歳到達直前に社会保険事務所（当時）で国民年金を満額受給するための期間に不足していると言われ、60 歳から任意加入の手続を行い、満額受給できるように国民年金保険料を納付した。私の年金記録に未加入期間があることに納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由
　申立人は、平成３年＊月の 60 歳到達時点で、国民年金満額受給要件である 30 年に 15 か月不足していたため、60 歳から国民年金に任意で再加入したと主張しているが、オンライン記録により、平成５年２月 24 日に任意で再加入の手続をしていることが確認でき、この時点で申立期間にさかのぼって加入することはできず、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない。
　また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。
　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案2099

第１　委員会の結論

申立人の平成４年５月から７年３月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和47年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成４年５月から７年３月まで

国民年金の加入手続をしたのは、自分か母かは不明であるが、私の大学生の時の国民年金保険料を、母が平成５年４月以降に納付してくれたはずなので、未納となっていることは納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、実家のあるＡ県Ｂ市（現在は、Ｃ市）において、申立人の母が平成５年４月以降に大学時代の国民年金保険料を納付してくれたはずであると主張しているが、申立人が加入手続を行ったＤ県Ｅ市（申立人の大学時代の住所地）において、当時、Ｅ市の保険料納付指定金融機関でＡ県に支店を配置している金融機関は無かったことを確認しており、申立人の保険料をその母がＡ県内で納付することはできず、申立内容に不自然さが認められる。

また、申立人の母は、申立人の姉についても大学時代の未納分を一括して納めたと供述しているが、申立人の姉の大学時代の期間（平成２年５月から５年３月）は、未納である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 2100

第１　委員会の結論

申立人の平成９年５月から同年12月までの期間、10年２月から同年４月までの期間、10年11月及び11年１月から同年２月までの期間の国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 52 年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　平成９年５月から同年 12 月まで

②　平成 10 年２月から同年４月まで

③　平成 10 年 11 月

④　平成 11 年１月から同年２月まで

私は、高校卒業後、Ａ（国名）に３年半留学していた。住民票は実家から移していなかったので、母がＢ市役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納めてくれていた。帰国後の平成 11 年８月ごろＢ市役所で９年５月から 11 年８月分までのすべての期間の支払いを確認し、その後過払いのための返金もあったのに空白の部分が生じているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、意見陳述において、Ａ（国名）から帰国後の平成 11 年８月ごろに９年５月から 11 年８月まで納付済みになっていることを確認しており、帰国後に申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納めた記憶はないと強く主張している。

しかし、オンライン記録により、申立人が平成 12 年６月、13 年１月、同年９月に複数月分の保険料をそれぞれ過年度納付していること、及び過年度納付した時点で時効により納付できない月の保険料をほかの未納月に充当処理していることが確認でき、申立人の主張と大幅に食い違っている。

また、申立人は、平成９年５月から 11 年８月まで納付済みになっていることをＢ市役所で確認していると主張しているが、窓口の担当職員が関係資料を確認した結果として申立人に対して「大丈夫です。」と説明したことが根拠になっており、担当職員が確認した資料名及び「大丈夫」と説明した意味

合いについては不明である。
　さらに、申立人の保険料を納付したとする申立人の母は、留学中に納付したと主張するのみで、納付状況について具体的な記憶がない上、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。
　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 2101

第１　委員会の結論

申立人の平成 13 年９月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和 52 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　平成 13 年９月

私は国民年金保険料を時効期限ぎりぎりに納付し続けてきており、平成 13 年９月分だけが未納とされているのは納得できない。この月の保険料も間違いなくＡ社会保険事務所（当時）で納付していたので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立期間前後の国民年金保険料については、平成 13 年８月分を 15 年９月 12 日に、13 年 10 月分を 15 年 11 月 18 日に、13 年 11 月分を 15 年 12 月 26 日にそれぞれ時効期限ぎりぎりに過年度納付していることが確認できるところ、申立期間の時効年月に当たる 15 年 10 月を含む 15 年８月から同年 11 月 26 日までの領収済通知書を調査したが、申立期間の領収済通知書は無い。

また、平成 15 年当時、申立人が勤務していた事業所の事業主から提出された申立人に係る同年の給与台帳及び平成 16 年度の市民税・県民税課税証明書の記録から、税法上の社会保険料控除額と事業主によって源泉徴収された社会保険料の差額が、納付済みとなっている申立期間の前後各１か月分の国民年金保険料額と一致している。

さらに、申立人が申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案 2102

第１　委員会の結論

申立人の昭和47年２月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 19 年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 47 年２月から 51 年 12 月まで

昭和 47 年２月に夫が退職して国民年金に加入した後、私も、はっきりした時期はわからないが何年かして、Ａ市役所の職員の方が国民年金への加入を勧めに訪問してきたときに加入した。

分割でもよいので昭和 47 年２月からの過去の未納分の国民年金保険料を納付するように言われたため、金額は定かではないがおそらく、10 万円とか 20 万円といった額を分割で納付してきたので、申立期間について未納とされていることは納得がいかない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 54 年１月にＢ社会保険事務所（当時）からＡ市に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入者の資格取得年月日から、加入手続は同年３月から同年４月ごろに行われたことが推認でき、同時点で、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することはできない。

また、氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が国民年金の加入手続をした時点で、過年度納付がぎりぎり可能な昭和 52 年１月にさかのぼって保険料を納付していることが確認できる上、申立人は 10 万円から 20 万円を納付したと主張しているところ、52 年１月から 54 年３月までを納付した場合に必要な金額は約６万 3,000 円であり、過去の未納分の保険料をさかのぼって納付したという申立人の記憶は、当該過年度納付に係る記憶である可能性がある。

　このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

　これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金　事案2103

第１　委員会の結論

申立人の昭和40年１月から41年３月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和20年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和40年１月から41年３月まで

私は、20歳の時に強制加入ということで国民年金に加入して集金人に納付してきたはずなので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第３　委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年２月６日に社会保険事務所（当時）からＡ市に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、同年２月ごろに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、特殊台帳に同年２月18日手帳交付の記録があることと符合する。

また、特殊台帳の記載から、20歳になった昭和40年＊月＊日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認でき、これ以前に、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が加入手続を行った昭和42年２月の時点で、申立期間は過年度納付となり、集金人による過年度保険料の収納はできないが、申立人は集金人が来た時に納付したこと以外の記憶は無く、また、さかのぼって納付した記憶も無いと供述している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉厚生年金　事案 1572

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男（死亡）
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　大正元年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 21 年 12 月から 25 年３月まで

昭和 21 年 12 月から 25 年３月までの期間については、Ａ社に在籍し、厚生年金保険に加入していたので、記録の訂正についてのあっせんを求める。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第３　委員会の判断の理由

申立人の息子が提出した、申立人が生前記載したとする経歴・職歴書により、申立人が申立期間においてＡ社（昭和 24 年にＢ社に統合）本社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、Ａ社は昭和 24 年３月１日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間の大部分において厚生年金保険の適用事業所となっていない上、当該事業所は平成５年に合併により消滅し、後継会社も当時の関係資料は廃棄済みであると回答しており、元同僚とも連絡が取れず、申立人の勤務実態及び保険料控除について供述を得ることができない。

また、Ａ社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、７人の被保険者の氏名が記載されており､そのうち６人は、Ｂ社の被保険者名簿において、昭和 24 年 10 月１日に資格取得していることが確認できるものの、申立人の氏名は、両被保険者名簿に記載されていない。

このほか、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金　事案1573

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和10年生
住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　①　昭和29年５月６日から30年９月29日まで
　　　　　　　　　②　昭和30年10月16日から33年９月20日まで

社会保険事務所（当時）で、私が申立期間の厚生年金保険について脱退手当金をもらっていることになっていると聞いたが、私は脱退手当金を受け取っていない。当時は銀行振込という制度もなく、私が住まいのあるＡ市から事業所のあるＢ市（現在は、Ｃ市）まで２日間もかけて、往復の交通費よりも少ない金額をわざわざもらいに行くはずがないので、年金記録の確認をしてほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、申立人が勤務した複数の被保険者期間すべてがその計算の基礎とされ、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約４か月後の昭和34年１月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された当時は通算年金制度創設前であり、20 年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったのであるから、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえないほか、申立人は、当該事業所の退職時に事業主から約３万円を受け取ったと供述しているところ、当該事業所の元事業主の兄弟は、「退職金の制度はなかった。」と述べており、当該金額に脱退手当金（8,635 円）が含まれている可能性がある。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

千葉厚生年金　事案 1574

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　女

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和 23 年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 60 年４月１日から 61 年４月１日まで

私は、昭和 60 年４月１日から 61 年３月末日までＡ事業所に勤め、仕事はＢ（職種）をしていた。Ａ事業所では、入ってくる人たちはみんな正社員であったし、私も入ってすぐ健康保険証をもらい厚生年金保険に入っていたと思うので、年金記録を確認してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてＡ事業所に勤務していたと主張しているが、当該事業所の事業主は、「申立人は、昭和 63 年４月１日から同年７月 31 日まで非常勤職員として、平成３年３月１日から同年４月５日まで常勤職員として勤務しているが、申立期間について勤務実績はない。」と回答しており、申立人の常勤職員としての期間は、雇用保険の加入記録及びオンライン記録と符合している。

また、元同僚は、申立人がＡ事業所に勤務していたことは記憶しているものの、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことの証言は得られない。

さらに、申立人は、オンライン記録によれば、昭和 47 年 12 月 15 日に国民年金に任意加入し、その後、資格喪失手続を行うことなく、61 年４月 18 日に第３号被保険者への種別変更手続を行っていることが確認できることから、申立人は、申立期間について、国民年金に任意加入していたものと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金　事案1575

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和５年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和35年10月から39年１月まで

私は、昭和35年10月にＡ社に入社し、39年８月に退社したが、35年10月から39年１月までの期間について、厚生年金保険被保険者期間とは認められないと社会保険事務所（当時）から回答を受けた。納得がいかないので、再調査をお願いしたい。

第３　委員会の判断の理由

現在の事業主及び元従業員の供述から、申立人が申立期間においてＡ社に勤務していたことは推認できる。

しかし、Ａ社は昭和39年２月１日に厚生年金保険の適用事業所となっているところ、当該事業所の事業主は、同年２月１日から56年11月１日までの期間について、当該事業所において厚生年金保険被保険者の加入記録があることがオンライン記録により確認できる。

また、申立期間においてＡ社に在籍した複数の元従業員は、勤務当時、自身につき事業主より給与から厚生年金保険料を控除されていなかったと述べており、このうちの一人は、オンライン記録により、昭和36年４月から39年１月までの期間は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金　事案 1576

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 13 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和 32 年７月 19 日から 35 年 10 月１日まで

昭和 30 年７月１日にＡ事業所に入社し、35 年９月ごろまで継続して働いたが、32 年７月 19 日以降の厚生年金保険の記録が欠落しているので、訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言により、申立人が申立期間においてＡ事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は、昭和 30 年７月１日に資格取得し、32 年７月 19 日に資格喪失していることが確認でき、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号に欠番は無い。

また、申立人と同じく昭和 32 年７月 19 日に資格喪失した者が申立人を含め６名おり、連絡が取れた２名から「この時期、Ｂ（職種）には、固定給の月給制とは別に、出来高に応じた請負制が導入されており、事業所内に月給制の人と請負制の人が混在していた。」との証言があったことから、申立人は、請負制を選択し、厚生年金保険に加入していなかった可能性がある。

さらに、Ａ事業所は、昭和 37 年７月 31 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に連絡がとれないことから、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金　事案 1577

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生　年　月　日　：　昭和２年生

住　　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 19 年 12 月１日から 20 年４月３日まで

私は、昭和 19 年 12 月１日にＡ社に元同僚二人と一緒に入社したが、この同僚二人は入社日から厚生年金保険の加入記録があるのに、私の記録は、20 年４月３日からとなっており、加入記録に欠落があるので、訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、勤務に至る経緯や勤務状況について詳細かつ具体的に述べていることから、申立期間にＡ社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 20 年４月３日に資格取得していることが確認でき、申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険整理番号は連番で欠番は無い。

また、Ａ社は、昭和 20 年７月６日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当該事業所の閉鎖登記簿謄本によると、26 年＊月＊日に株主総会決議により解散しており、当時の事業主は所在が不明である上、申立人が氏名を挙げた元同僚は、既に死亡又は所在不明のため、申立人の申立期間当時の勤務実態について証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金　事案1578

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　男

基礎年金番号　：

生 年 月 日　：　昭和13年生

住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和36年４月１日から同年５月１日まで

私は、昭和36年４月１日にＡ社に本社採用として入社した。入社後本社で研修があり、同年４月23日に同社Ｂ支店に配属された。

その最初の給料は、同年４月20日ごろ支給され、厚生年金保険の保険料が控除されていたことを覚えているので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人が提出した「退職所得の源泉徴収票」の就職年月日及び「昭和36年度入社記念写真」により、申立人は、昭和36年４月１日付けでＡ社に入社したことが確認できる。

しかし、Ａ社人事担当部門は、「当時、本社での研修期間については、厚生年金保険に加入させず、研修後配属先の支店において、５月１日にまとめて加入させていた例が多数あった。」と供述している上、申立人と同時に本社に入社し、同じ支店に配属された元同僚二人の厚生年金保険の資格取得日は申立人と同じく昭和36年５月１日となっていることから、同社では申立期間当時、本社での研修期間については、厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたことがうかがえる。

また、Ａ社本社及び同社Ｂ支店の両事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番は無い。

さらに、両事業所は、申立期間当時の人事記録等の関連資料が保存期間経過のため存在していないため、厚生年金保険に係る取扱いの実態については不明であると回答している上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金　事案 1579

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生　年　月　日　：　昭和 12 年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申　立　期　間　：　昭和 56 年２月 16 日から 57 年５月 17 日まで

私は、昭和 52 年５月にＡ社に入社し、Ｂ（施設名）内の店舗において 57 年５月に退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の年金記録が欠落しているので、記録を訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にＡ社に勤務していたと主張しているが、A社Ｃ支店が保管する人事記録により、申立人は、昭和 52 年５月１日に「嘱託社員」として入社し、56 年２月 15 日に退社したことが確認でき、厚生年金保険の記録と符号する。

また、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の記録欄の備考に、昭和 56 年３月に健康保険被保険者証を返却したことを意味する記載がある上、申立期間において申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番は無い。

さらに、当該事業所は、「申立期間当時の関係資料は人事記録のみで、申立人の勤務実態は不明。」と回答している上、当時の事業主及び元同僚に聴取しても、申立人の勤務の実態についての証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

千葉厚生年金　事案1580

第１　委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第２　申立の要旨等

１　申立人の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和６年生
住　　　所　：

２　申立内容の要旨

申 立 期 間　：　昭和23年４月１日から同年11月１日まで

私は、昭和23年３月に旧制女学校を卒業し、同年４月１日にＡ区ＢのＣ社に正社員として社会保険等が完備していることを告知されて入社し、同年10月31日に退職するまで勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正してほしい。

第３　委員会の判断の理由

申立人は、勤務先の場所、業種、従業員数等を詳述していることから、申立期間にＣ社に勤務していたことは推認できる。

しかし、オンライン記録において、申立期間当時、Ｃ社及びこれに類似する名称でＡ区に所在する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、申立人が唯一挙げた元同僚一人は、姓のみで所在を確認することができないため、申立人の勤務実態についての証言を得ることができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。